

建設委員会記録

開催日時 令和2年4月28日(火) 10:07～10:40

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

田尻 匠 委員長
中村 昭 副委員長
小林 誠 委員
太田 敦 委員
奥山 博康 委員
岩田 国夫 委員
国中 憲治 委員
秋本登志嗣 委員
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 山田 県土マネジメント部長
濱本 政策統括官
岡野 地域デザイン推進局長
青山 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

新型コロナウイルス感染症の影響と対策について

<会議の経過>

○田尻委員長 おはようございます。ただいまから建設委員会を開会します。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、傍聴をご遠慮いただくようお願いしておりますが、傍聴の申し出があれば、密集しないように配慮し、5名を限度に入室していただきますので、ご承知おきください。

案件に入ります前に、あらかじめお断り申し上げます。

本日の委員会につきましては、密集・密接を避けるために、次長級以上の理事者に限って出席をしていただいております。また、会議中は窓及び扉を開放し、出席者全員がマスクを着用することとしておりますので、ご了承お願い申し上げます。

また、本日、建設委員会を開催いたしましたことについてでございます。建設委員会に對しまして付託議案はございませんが、コロナ対策につきまして建設委員会の所管いたします分野も大変県民の皆様方と関係が深いということで、各委員の皆様方のご了解をいただいて開会させていただくこととしましたので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

県土マネジメント部長から、県土マネジメント部における新型コロナウイルス感染症への取り組みについて、地域デザイン推進局長から、地域デザイン推進局における新型コロナウイルス感染症への取り組みについて、報告をしたいとの申し出がありました。県土マネジメント部長、地域デザイン推進局長の順に報告をお願い申し上げます。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明、ご報告をお願い申し上げます。

また、ご報告いただく前に、新たに人事異動で新しく役職に就かれました出席者につきましては、部長、局長からご紹介をお願い申し上げます。

○山田県土マネジメント部長 政策統括官として、新たに濱本が出席しています。

○濱本政策統括官 よろしくお願い申し上げます。

○山田県土マネジメント部長 県土マネジメント部の現在の取組を報告します。まず、道路情報板ですが、この時節柄、外出自粛を促そうということで、4月27日現在で県内の道路情報板157カ所で「外出自粛ください」等のメッセージを出しています。

同じく外出自粛という観点から、近鉄けいはんな線も相互直通運転を行っている大阪メトロ中央線に合わせて、4月18日から5月6日まで一部列車を運休しています。

観光利用に係る移動削減の観点から、ぐるっとバスとパーク&バスライドも4月18日より5月6日まで全ルートを運休し、併せてパーク&バスライドの木簡型一日乗車券の販売も中止しています。

最後に道の駅ですけれども、全15カ所の全ての施設で感染防止対策を周知することと、一部施設では閉鎖しているというのが現在の状況です。

○岡野地域デザイン推進局長 地域デザイン推進局長の岡野です。どうぞよろしくお願い致します。

4月から新たに加わりましたメンバーは、柳澤次長です。

○柳澤地域デザイン推進局次長（公園・土地利用政策担当） 柳澤です。よろしくお願い致します。

○岡野地域デザイン推進局長 地域デザイン推進局における対策について説明します。

都市公園における感染予防及び拡大の防止の取組について、密閉・密集・密接を抑制するため、春に予定していましたイベント等を既に中止しました。主なものは記載のとおりです。また、公園内の運動施設、貸し館施設、飲食・物販施設も休止しています。

さらに、ゴールデンウィーク期間中の県外との往来の抑制徹底を図るために、4月25日から5月6日まで県営の都市公園駐車場を休止させていただきます。

次に、今回の感染拡大により経済への影響もかなり出てきているため、離職を余儀なくされた人等に対して住宅支援として、県営住宅を当面30戸確保し、入居要件に合致する希望者にお入りいただく方針です。家賃の減免及び連帯保証人の免除により、5月1日から受付を開始します。

また、これと併せまして、福祉医療部が窓口となっていますが、収入が減少した方が現在のお住まいに継続して住み続けられるよう支援する住居確保給付金制度についても一体的に周知を図っていく方針です。

以上が現在進めている取組ですが、庁内各部局との連携はもとより、今後も状況に応じて適時・的確に対応してまいります。

○田尻委員長 ただいまの報告や感染症の影響と対策について、質問やご要望があれば、ご発言をお願いします。

○川口（正）委員 本日の臨時議会は、新型コロナウイルス感染症に関する対策という議会で、関連予算がたくさん組まれています。なぜか建設委員会に関連する補正予算がなく、建設委員会だけ付託議案がないとのことでした。建設委員会として、補正予算は組まれなくとも、新型コロナウイルス感染症に関わっての対策は、ともに考えなければならない内容がたくさんあるはずだということで、特に要望を申し上げて、本日の委員会を開催していただきました。私がお願いをしたいのは、三密対策についてです。とにかく人が集まるな、あまりあちこち動くなといった様々な規制をお互い心がけなければなりません。建設事業に関わる者が、この三密に全く関わり合いがないことはなく、あるはずだと私は思います。

建設業に関わって、三密対策で考えなければならない内容は、お互い、あれやこれや議論をしながら想定し、対応策も考えなければならないと思います。私たち議員もそれなりにいろいろ気を遣っていますが、行政担当の皆様方も、いろいろな想定をしながら、よくお考えいただくことをまず要望したい。

特に建設業に関わっては、具体的な内容をなかなか指摘しづらいとは思いますが、

福祉や教育では、子どもやお年寄りを相手としますが、医者と患者ほどの密接はないわけです。一番危険の多い事業に関わって支障が生じることに対する支援策、給付、融資などがあると思うのですが、建設業での検討はなされているのか。

もう一つは、国の許認可について、建設、土木の関係でいうならば経営事項審査についてです。有効期間が1年7カ月となっていますが、それでいいのか。諸手続の更新に関わって有効期限を考慮しなければならない内容がないのか。新型コロナウイルス感染症の収束が全く見えないわけなので、そういう意味での考慮をやっぱりしなければならないのではないかと。そのような意味でも、国との接触を強めてもらいたいと思う。

要は、建設業であっても、商工業の性格を持つわけであり、融資あるいは給付に関わっての対策や、特に従業員への対応についても心配りをしていかなければならない。難しいと思いますけれども、私は、こういった問題についての要望を申し上げたい。

○太田委員 まず1点目ですが、私は先日、県内のバス会社とタクシー会社でそれぞれお話を聞かせていただきました。ご承知のとおり、どちらも大幅に売上が減少しているということです。バスもタクシーも、県民の移動手段として大切な役割を担っていますが、最初に奈良県在住のバスの運転手が新型コロナウイルスに感染したということで、奈良公園が大きくテレビや新聞などで映し出されて、その後、緊急事態宣言も出されたため、バスやタクシーの利用客が激減したということです。

固定費となる車検費や税金などの減免を求める要望や、雇用調整助成金などを申請して、従業員の生活を守るための努力も行われていますけれども、それぞれ感染者を出さないために現場では大変な緊張感を持っておられます。タクシー運転手のマスクが不足している深刻な状況のため、奈良市が実施した飛沫感染防止のためのタクシー車内のセパレーターカーテンの配付が大変喜ばれたとお聞きしています。中小の事業所ということで、バスやタクシーもくくられるかと思うのですが、県民の移動手段としての県内の公共交通を守るという点からも支援が必要だと考えますけれども、この点についていかがお考えでしょうか。

○濱本政策統括官 太田委員ご指摘のとおり、バス、タクシー等は、新型コロナウイルス感染症対策の中でも社会生活を維持する上で必要な公共交通機関と位置づけられていて、現在、外出の自粛要請が強化されて利用者が大幅に減少する状況でも、運行の継続に努力されていると承知しています。

太田委員お述べの数々の資金繰り支援に関しましては、県としても、交通事業だけでは

ありませんが、制度融資、経営環境変化・災害対策資金などの各種の政策などにより、無利子・無保証料でまずは資金繰りを支える措置を講じています。また、今回、臨時議会にて提案させていただき補正予算案においても、このような制度の創設や拡充にかかる予算案を計上させていただいています。

国における持続化給付金といった各種制度と併せて、まずは足元の資金繰りを支え、しっかり乗り切っていただくために、県としましては、事業者団体と連絡を取り、制度の周知や不明な点がある場合には国につなぐといった対応を取ってまいります。

また、マスクについては、2月から3月にかけて、国であっせんをして、各事業者団体や事業者に高くない価格で買っていただく取組も行いまして、引き続きこのような話も県のタクシー協会とも連絡を取り合いながら、必要なことがあればその声を国までお届けしていく対応を取ってまいります。

○太田委員 先日、ロイヤルリムジン株式会社というタクシー会社が行った、新型コロナウイルスの感染拡大による600人への退職強要が大きな社会問題となり、その際に、国土交通省や厚生労働省が公共交通機関としての雇用の維持が重要だという見解を示したことで、ここでも解雇ではなく雇いを維持し、公共交通を守るという観点が改めて強調されていました。県としても、その点は十分に注視していただきたいということと、タクシー会社から、タクシーを奈良県の公用車として活用してもらえないかといった要望もありました。公共交通を守るという観点から一度考えていただければと思います。

続いて、水道料金の問題について、全国的にも幾つかの自治体で水道料金の引下げの動きが見受けられます。大阪府堺市や、県内でも大和高田市や生駒市、大和郡山市でこのような動きがあるとお聞きしています。基本料金の減免を県としても応援すべきではないでしょうか。

奈良県水道用水供給条例を拝見しましたが、減免に関する規定がありません。紀伊半島大水害では県南部で被害が広がったため、減免に関する条例の規定を検討する必要がなかったとのことですが、これを機に災害時を想定した減免制度を検討すべきと思いますがいかがでしょうか。

○青山水道局長 国からは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々に対する公共料金の支払い猶予の措置について、適切な対応を図るよう通知がありました。

県水道局におきましては、住民の方々から直接料金の徴収は行っていないませんが、各市町村水道が支払い猶予等を実施されるなど、経営に多大な支障が生じ、納付期限までに料金

の納付ができないなどのご相談を受けた場合は、延滞金等の免除等につきましてご相談に乗りたいと思います。なお、今のところ、受水市町村から県への相談等はありません。

条例に関してですが、太田委員お述べのとおり、奈良県水道用水供給条例に減免に関する規定はありません。恐らく、条例制定時から入っていないのではないかと考えていますが、当時、どういう考え方で入れなかったのか、なぜ想定していなかったのか、想定する必要がなかったのかも含めまして、少し勉強してまいります。

○太田委員 今、このような状況になっているので、検討をお願いします。

この条例には延滞金という項目があり、市町村との関係ではありますが、給水料金を納入しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、延滞金を減免することができるかと規定されていますが、現在の状況はこれに該当するのか確認します。

○青山水道局長 延滞金の減免ということですが、市町村の水道事業者が、そもそもどのようなお考えで、基本料金等を減免されているのか、また、どのような財源をもって減免されているのか分かりませんので、水道事業者にどれだけの影響が出てくるのかは、今のところ、期間も含めて分からない状況です。基準が今あるわけではありませんので、その時々市町村の水道事業の影響等を見据えながら考えていくこととなります。

○太田委員 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応ということで、生活福祉資金の貸付を受けている方々が対象となるかと思いますが、水道料金の支払いに困難を来している方々を対象として、支払いの猶予、料金の未払いによる機械的な給水停止の回避など、柔軟な措置の実施を検討していただくようお願いしますといった文書が厚生労働省から出されています。県が柔軟な対応を取ることが、主に県営水道を利用している市町村での対応にもつながっていくと思いますので、今の状況をよく見ていただき対応していただきたい。

次に、県営住宅について、先ほど説明がありましたが、新型コロナウイルス感染症によって収入が激減した県民に対し、住む場所として県営住宅の30戸を用意しているとのこと。奈良県においても、ネットカフェが多く見受けられますが、ネットカフェ難民も入居できるのかお伺いします。

○大須賀地域デザイン推進局次長（建築担当） 先ほど説明しましたとおり、県としては、新型コロナウイルス感染拡大の影響等による離職や収入減となった方々に対して、低廉な家賃で住まいを提供するために、一時的な住戸として県営住宅を30戸提供することとしています。

入居要件につきましては、現に奈良県内にお勤めかお住まいの方、また感染拡大によって離職された方等、一定の要件がありますが、住宅に困っている方が対象となっています。5月1日から先着順での申込みとなります。

太田委員お述べのいわゆるネットカフェ難民につきましても、要件が合えばご入居いただけます。また、県営住宅は年4回、入居者を公募していますが、募集しても申込みがなかった住戸に関しましては、随時募集という形でいつでも申込み順で入居できることになっています。在勤在住要件及び収入要件が合えば、すぐにご入居いただくことができます。

○太田委員 兵庫県のホームページでは、ネットカフェの休業要請に伴う住居の喪失者に対する県営住宅の提供ということで情報発信されています。今回、離職者等に対する県営住宅の確保という形ではありますが、ネットカフェ難民も対象とのことですので。私はいくつかの方々に向けた情報発信が必要だと思いますので、ぜひその点はよろしくお願ひします。

対象戸数は30戸で、今後必要に応じて拡大を検討するということですが、家賃は、本来1万1,000円から2万6~7,000円ぐらいかと思ひます。今回は4,000円から1万1,000円とされていますが、これはどういった目安なのでしょう。

○大須賀地域デザイン推進局次長（建築担当） 今回の家賃の目安は4,000円から1万1,000円程度と考へていまして、これは通常の県営住宅の家賃を減免する規定を準用した形の家賃ということで設定しています。

○太田委員 特に住む場所をなくした方に対しては福祉施設があり、例えば大和高田市の青垣園も対象になると思ひますが、ここは今10室しかありませんので、入りたくても入れない状況が発生すると思ひます。先ほど例に出しましたが、兵庫県は利用料を無料としていますけれども、場合によれば奈良県でもこのようなことを考へておられると思ひてもよろしいでしょうか。

○大須賀地域デザイン推進局次長（建築担当） 今のところ家賃を無料とすることは想定していません。ただ、現に入居中の方であっても、急な収入減や離職という事情が発生しましたら、家賃の納付について個別に相談いただいていますので、個別対応していきたいと考へています。

○太田委員 ぜひ丁寧な対応をしていただくようお願ひします。

最後に、山田県土マネジメント部長にお聞きしたいのですが、今、様々な分野で予算が必要となっています。平城宮跡の事業、あるいは京奈和自動車道の問題など、私たちが以前より予算の見直しなどを求めてきたところですが、新型コロナウイルス感染症の収束が見

えない中ではありますけれども、これら大型事業に対する考え方について、何かあればお聞きしたいと思います。

○山田県土マネジメント部長 新型コロナウイルス感染症への対策について、中小企業対策を中心にしっかりと行わせていただきながら、当然この後、観光振興や地域の活性化が必要となりますので、対策を進めさせていただきます。

○太田委員 県民の暮らしを守っていくための取組を進めていただきたいと思います。

○小林（誠）委員 私からは、公共工事の代価の支払いについて、県下の経営基盤の脆弱な中小企業に対する特段の配慮について要望します。

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について国からの通達がありますが、下請業者や中小企業などこういった通達を知らない人たちから、公共工事の代価について、もう少し支払ってもらえないのかという相談を私は何件か受けています。また、国から地方公共団体にこのような通達をしていますという内容の通達が民間事業者あてにも出されていますが、先週、県担当課にこの件について聞かせていただくと、こういった事業者からの声は県には直接届いていないとのことでした。要望がなくても、通達がありますので、県としてしっかりと対応いただけると私は認識してはいますが、手続の簡素化や迅速化、公共工事代価の迅速な支払いを進めていただけるという認識でいいのかについて、要望と確認をさせていただきます。

○筒井県土マネジメント部次長（企画管理室長） 工事の契約約款等でも期限等が定められていますので、小林委員お述べのとおり、速やかな手続ができるように周知を図ってまいります。

○田尻委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

これをもって本日の委員会を終わります。ご苦労さまでした。